

# 指定給水装置工事事業者の指定の申請及び各種届出等に必要な書類チェックリスト

## 新規申請

※申請を受領後、指定基準に適合していると認めた場合、まず電話で連絡します。その際、説明会日時などについてお伝えします。

申請に必要な書類等	法人の場合	個人の場合	チェック欄
①指定給水装置工事事業者指定申請書 (施行規則様式第1) *押印必要	○	○	
②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (施行規則様式第3)	○	○	
③機械器具調書 (施行規則別表)	○	○	
④誓約書 (施行規則様式第2) *押印必要	○	○	
⑤指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
「住民票の写し」 *発行日から3か月以内のもの	—	○	
「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給水装置工事主任技術者証(カード)」の写し	○	○	

## 主任技術者の変更

※変更があった日から14日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
②給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (施行規則様式第3)	○	○	
「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給水装置工事主任技術者証(カード)」の写し	○	○	

※すでに選任されている主任技術者の氏名及び免状の交付番号の変更は、@指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書にて変更のあった日から30日以内に提出してください。

## 名称または氏名の変更

(注1)

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
「住民票の写し」 *発行日から3か月以内のもの	○	○	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	△	

## 代表者の変更

(注2)

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	—	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	—	

## 役員の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	—	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
④誓約書 (施行規則様式第2) *押印必要	○	—	

※必要に応じて、「閉鎖事項証明書」も提出してください。

## 所在地または住所の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人の場合	個人の場合	チェック欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
「履歴事項全部証明書」(登記事項証明書) *発行日から3か月以内のもの	○	—	
「定款」の写し *現行のもの、原本証明が必要。	○	—	
「住民票の写し」 *発行日から3か月以内のもの	—	○	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	△	△	

## 事業所の名称及び所在地の変更

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	
⑦指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (変更後の事業者証が必要な場合のみ)	—	△	

※再交付は個人の事業所の名称変更(屋号の変更)のみです。

## 電話番号の変更

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑥指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (施行規則様式第10)	○	○	

## 事業の廃止または休止

※変更があった日から30日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑧指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (施行規則様式第11)	○	○	
「吹田市指定給水装置工事事業者証」	○	○	

## 事業の再開

※変更があった日から10日以内に届出書を提出してください。提出が遅れた場合は、遅延理由の添付が必要です。

届出に必要な書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
⑧指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (施行規則様式第11)	○	○	

(注1) 個人の氏名の変更とは、個人事業者本人の氏名変更です。  
事業者の継承(相続、個人から法人へ等)の場合は、【廃止】の届出と【新規指定】の申請が必要です。

(注2) これまで役員の届出がない者が役員就任とともに代表者となる場合は、役員変更の届出も必要なため、④誓約書(施行規則様式第2)も必要です。

## 新規申請及び事業者証再交付申請の手続の流れ

申請に伴う新規指定、又は事業者証の再交付は月2回(10日と25日)行います。 \* 閉庁日にあたる場合は、直前の開庁日に行います。

### 申請書の受付(随時)

申請書受理後、指定の基準に適合しているか否かの審査をします。再交付の場合は、理由が規程に適合しているか否かの審査をします。

\* 1日から15日までの受付分 → 当月25日に指定、又は交付

\* 16日から月末までの受付分 → 翌月10日に指定、又は交付

### 新規事業者説明会の日時、又は再交付日の連絡

審査結果を電話連絡します。その際、上記のとおり開催する説明会等についてお知らせしますので、受講、又は受領に水道部までお越しく下さい。

なお、新規事業者説明会は選任された給水装置工事事業者主任技術者の受講をお願いします。

### 手数料の納付

指定手数料10,000円、又は再交付の手数料2,000円を所定の納入通知書にて水道部内の銀行窓口でお支払いください。